

造林補助金交付申請書に添付する造林実測図の照査方法

最終改正

造林第817号
昭和48年7月18日
森整第287号
令和2年6月3日

造林補助金交付申請書に添付された造林地実測図は、この方法により照査するものとする。

1 コンパスによる測量

(1) 現地照査

方位角及び距離について2点以上をなるべく相対する測点を選んで計測し、測量野帳と対比するものとする。また、四角形または平易な地形の場合は、最長の1測線または対角線を計測する方法も可とする。

現地照査における測定値差の許容限度は、方位角において2度、距離において2/100とする。ただし、許容限度における1メートル未満の端数は切り上げる。

(2) 図面照査

角度、長さ及び面積について測量野帳と対比するとともに、図面の作成方法及び各記載事項を確認する。面積については、原則として実測図の計測に用いた方法（パソコンによる作図システム又はプラニメーター等）により照査するものとする。

面積の許容限度は、5/100以内とする。

2 GNSS（全地球測位システム）による測量

(1) 現地照査

2点以上の測点を計測し、座標値データの精度を確認するものとする。

許容される誤差の限度は座標値3.000（3メートル）以内とする。

(2) 図面照査

1の(2)に準じるものとする。

3 UAV（ドローン等の無人航空機）で撮影したオルソ画像等による測量

提出されたオルソ画像やシェープファイル等のデータをGISに取り込み、現地の状況が確認可能な場合は、現地照査は省略できるものとする。この場合、GISで施行地の位置や面積の誤差等について、別に定めるところにより確認するものとする。

4 照査箇所の明示

1及び2により行った現地照査の箇所を測量野帳又は実測図に明示する。